

様式第1号（第3条）

## 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

¥

ただし 第〇号物件（〇〇〇〇〇）の代金

上記のとおり、公示、見積心得記載事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 見積年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 関口 高士 殿

## (案)請負契約書

- 1 件 名 第2号物件 令和8年度 PCソフト保守契約業務
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 金 額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契 約 期 間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 9年 3月31日
- 5 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 6 檢 査 場 所 履行場所に同じ
- 7 契 約 保 証 金 免 除

上記件名(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官 北海道森林管理局  
長 関口 高士(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(甲) 住 所 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
氏 名 支出負担行為担当官  
北海道森林管理局長 関口 高士

請負者(乙) 住 所  
氏 名

代理人 住 所  
氏 名

## 契 約 条 件

### (契約の目的)

第1条 この契約は、北海道森林管理局が使用する測量計算ソフトウェア（以下測量ソフトという。）が常時適切な状態で使用できるように保守を行うことを目的とする。

### (対象ソフトウェア)

第2条 本契約の対象となる測量ソフトは別紙仕様書に定めるソフトウェアとする。

### (保守)

第3条 乙は、甲が測量ソフトを適切に使用するために、福井コンピュータ株式会社が提供する最新版プログラムやセキュリティファイルの適用を可能とすること。

2 乙は、福井コンピュータ株式会社が実施するサポートサービスを甲が円滑に受けることを可能とすること。

### (検査)

第4条 乙は、保守契約期間満了時に、履行した事項を甲に報告し、甲または甲の指定した職員の検査を受けるものとする。

### (代金の請求)

第5条 乙は、前条の検査が完了したときは、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

### (代金の支払)

第6条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

### (遅延利息)

第7条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき算出した金額とする。

ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

### (秘密の保持)

第8条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部へ漏洩すること、また、他の目的に利用してはならない。

### (契約の解除)

第9条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。
  - (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
  - (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
  - (4) 乙が解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として保守料相当額の100分の10に相当する金額を請求することができる。
- 3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。
- 4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもつて乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項各号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）に規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225）の規定により選任された再生債務者等

(相殺)

第10条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(特約条項)

第11条 この契約の特約条項等は別紙1、別紙2及び別紙3のとおりとする。

(その他)

第12条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

## 【情報セキュリティに係る遵守事項】

### 1 システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

### 2 システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず遵守することとする。

- (1) 責任者、監督者を定めること。
- (2) 作業者及び作業範囲を明確にすること。
- (3) システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。
- (4) 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。
- (5) 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。
- (6) 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。
- (7) 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。
- (8) 機器の搬出入は、運用管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。
- (9) 開発・保守記録の提出をすること。
- (10) マニュアル等は、定められた場所に納入すること。
- (11) 開発・保守を行った者のユーザーID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

### 3 システムの導入

- (1) 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼動しているシステムに接続する前に、十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と協議の上、その結果を踏まえた対処方針を決定すること。
- (2) 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

### 4 ソフトウェアの保守及び更新

- (1) ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。
- (2) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期に運用管理者に情報を提供すること。

### 5 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

なお、情報機器の廃棄に関しては、データ消去実施日時、HDD情報、実施結果、消去方法などの消去記録とコメントを記した消去作業完了証明書を提出すること。

### 6 他の情報システムとの接続

他の情報システムと接続する場合は、事前に十分な試験を行うこと。試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、運用管理者と対処方針を協議すること。

## 7 運用管理

- (1) 保守を行う要因の業務範囲及び責任範囲を明確にすること。
- (2) 運用管理者との連絡体制を確立すること。なお、保守対象時間外であっても緊急時には連絡の取れる体制とすること。
- (3) ネットワーク構成等の重要な情報は、公開しないこと。
- (4) ユーザーの情報は、厳重に管理すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、外部に漏らさないこと。

## 8 事後対応

- (1) 情報セキュリティに関する事案がある場合は、署運用管理者に報告し、速やかに原因の究明に努めること。
- (2) 事案に係る関係機器のアクセス記録及び事案内容並びに経過について整理し、保存すること。また、事案に係る再発防止の措置を検討し、速やかに対策を講じること。

## 仕 様 書

(対象機種)

|   | 製品名                               | 仕様                             | 数量 | 単位 | 備考 |
|---|-----------------------------------|--------------------------------|----|----|----|
| ① | 福井コンピュータ株式会社<br>T R E N D - O N E | 測量 F C M U G Q<br>O 61 1 契約目   | 1  | 台  |    |
| ② | 福井コンピュータ株式会社<br>T R E N D - O N E | 測量 F C M U G Q<br>O 61 2 契約目以降 | 3  | 台  |    |
| ③ | F C M 電話サポート (24回/年)              |                                | 1  | 式  |    |

### 【保守契約に関する事項】

福井コンピュータ株式会社が実施する FC メンバーシップで定める下記のサポートサービスを提供すること。

- 保守契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 最新版プログラムの提供
- ライセンス I D 再発行保証（年1回まで）
- B E S T F A Q の提供